

2020-2022 年度 課題別研修
「教員養成課程のアップグレード ～教師が変われば未来が変わる～」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東北センター（以下「JICA 東北」という。）が、2020 年度～2022 年度に実施する予定の標記案件に関し、下記のとおり、公募参加確認書の提出を招請します。

記

本業務は、発展途上国から研修員として日本に招く大学の教育学部（教員養成課程）の学部長もしくはカリキュラム改訂担当教員等に対して、所定の研修目標を達成するべく、自国の教員養成計画に参画し、教員養成課程のアップグレードに有効な取り組みについて具体的に提言、主導する能力習得に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、国立大学法人宮城教育大学（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、教員養成課程を有する機関であり、教員養成制度・カリキュラム改善等に関わる手法、技術指導に関する豊富な知見、人材を擁する機関であり、また、以下の「2. 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

- (1) 業務名：課題別研修「教員養成課程のアップグレード ～教師が変われば未来が変わる～」コース研修委託業務
- (2) 担当部署：JICA 東北 総務課
- (3) 案件内容：研修委託契約業務概要（別紙 2）のとおり
- (4) 研修期間：2020 年 10 月上旬から 10 月下旬まで（予定）
- (5) 履行期間：2020 年 8 月下旬から 2021 年 2 月下旬まで（予定）
- (6) 研修実施場所：東北 6 県を主とし、必要に応じて研修旅行（県外を含む）

を実施

※ 2021 年度、2022 年度案件については別途決定。

2. 応募要件（注：以下のうち該当する要件を記載）

（1）基本的要件

- 1) 公示日において、平成 31・32・33 年度または令和 01・02・03 年度全国省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」または「D」の認定等級を得ている者であること。（同資格審査結果通知書（写し）を添付すること。）なお、同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付すること
 - ・ 登記簿謄本（写）
 - ・ 財務諸表（直近 2 ヶ年分）
 - ・ 納税証明書（その 3 の 3）（写）
 - ・ 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
 - ・ 会社概要がわかるパンフレット等
- 2) 公募参加確認書の提出時点で、国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に規定する「登録不適格者」に該当しない者であること。
- 3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。
- 4) 公告日から契約開始の日までの期間、契約に関し当機構から指名停止措置を受けていないこと。

3. 手続きのスケジュール

参加意思確認書の提出 (公募参加確認書)	提出期間	2020 年 3 月 30 日（月）10 時 から 同年 4 月 17 日（金）17 時まで
	提出場所	JICA 東北センター 総務課
	提出方法	持参又は郵送（書留。）提出期限必着。平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までを除く）に上記提出場所へ持参のこと。

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 公募参加確認書（別紙3）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成31・32・33年度または令和01・02・03年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 公募参加確認書（別紙3）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近1か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その3の3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

(1) 審査結果の通知	通知日	2020年4月27日（月）
	通知方法	郵送
(2) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東北センター 総務課
	請求方法	持参又は郵送（書留）
	回答予定日	2020年5月11日（月）
	回答方法	郵送

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（2）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します
- (11) 共同企業体の結成：認めません
- (12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知おきください。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意のうえで、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意したものとみなします。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- (ア)当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

- (イ)当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- (ア)対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

(イ)契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

(ウ)契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

(エ)一者応札又は応募である場合はその旨

③当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④情報の提供

契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこと
になります。

以 上